日調連発第２０１号
平成２７年１１月４日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

会員等から提出される住民票の写し等に関する取扱いについて（依頼）

当連合会の会務運営につきましては、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成 28 年 1 月から、いわゆるマイナンバー制度（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等）が実施されるに当たり、希望すれば、市区町村に対し、マイナンバーが記載された住民票の写し等の交付を請求することが、順次、可能になります。

ところで、当連合会では、土地家屋調査士の登録及び土地家屋調査士電子証明書の発行における事務において、会員等から疎明書面となる住民票の写し等を提供いただき、確認を行っているところでありますが、マイナンバーの取扱いについては、上記法律で限定的に明記された場合を除き、提供の求め、提供、収集をすることはできないこととされております。

そこで、上記事務における提出書類として、市区町村から住民票の写し等を取得する際は、マイナンバーが記載されていないものを取得し、提出していただく必要があることから、貴会会員及び貴会に登録申請書を提出しようとする方への周知につきまして、ご配意いただきますようお願いします。